

危機管理ニューズレター
アジアニューズレター

- I. 西村あさひ法律事務所がタイの SCL Law Group を買収 – タイ最大級の日系法律事務所「SCL Nishimura」に
- II. タイ取引競争委員会による活発な法執行状況

2019年
12月12日
特別号

I. 西村あさひ法律事務所がタイの SCL Law Group を買収 – タイ最大級の日系法律事務所「SCL Nishimura」に

西村あさひ法律事務所は、2019年10月、タイにおいて優れた実績を有する Chavalit Uttasart タイ法弁護士が率いる SCL Law Group(タイ法弁護士数 63名)を買収及び経営統合し、「SCL Nishimura」といたしました。

当事務所は、かねてより国際業務分野の一層の強化・充実を期しており、タイには2013年7月にバンコク事務所を開設し、ベトナム、シンガポール、ミャンマー、インドネシアなどの拠点とともに、アジア地域への事業進出や経済活動を行うクライアントをサポートして参りましたが、クライアントにとって「アジア戦略」の重要性はその後ますます高まっています。本経営統合により、タイー日本のインバウンド・アウトバウンド取引はもちろん、タイーベトナム間など日本に留まらないアジア地域複数国間取引を含めた日本及びタイのクライアントのグローバル化に伴い多様化するリーガルニーズに応える体制を確立いたします。

II. タイ取引競争委員会による活発な法執行状況

執筆者: 勝部 純、Metas Sansuk

タイにおいては、1999年に旧取引競争法(以下「1999年法」といいます。)が制定されておりましたが、2017年7月7日に新取引競争法(以下「2017年法」といいます。)が制定され、同年10月5日から施行されています。2017年法は、新たな独立執行機関としてタイ取引競争委員会(Trade Competition Commission、以下「TCC」といいます。)を設置し、より強固な取引競争体制を構築することを目的としています。

TCCは、2019年8月5日、以下の3件の事案について判断を出しており、タイにおいてビジネスを行う日本企業にとっても注目に値すると思われるため、ここに紹介します。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

1. エナジー飲料メーカーによる支配的地位の濫用

2011年10月から2012年7月頃、タイのエナジー飲料メーカー(以下「**本件飲料メーカー**」といいます。)が、タイの小売業者ら(以下「**本件小売業者**」といいます。)に対し、本件小売業者が本件飲料メーカーの競合他社のエナジー飲料を販売することを禁止し、これを遵守しない場合、本件小売業者に対する当該エナジー飲料の供給を停止することとしていた事案です。本件小売業者は、2012年8月、TCCの前身である商務省国内取引局取引競争委員会に対して、上記行為は1999年法の以下の規定に違反するとして申立てを行いました。

- 市場支配力を有する事業者が、他の事業者に対して、(i)役務提供、生産、製品の購入・販売を制限すること、又は(ii)他の事業者との間での製品の購入・販売若しくは役務の受領・提供の選択の機会を制限することの禁止(1999年法25条2項(2017年法50条2項に相当))
- 合理的な理由なく他の事業者の事業運営を妨げることの禁止(1999年法25条4項(2017年法50条4項に相当))
- (i)他の事業者の事業運営を損ない、妨害し、又は制限する効果を有する、又は(ii)他の事業者の事業遂行を妨げ若しくは事業遂行を停止させることを目的とした、自由かつ公正な競争ではない行為を行うことの禁止(1999年法29条(2017年法57条に相当))

TCCは、本件飲料メーカーが50%を超える市場シェアを有しており、前年の売上高が10億バーツを超えていることから、本件飲料メーカーが1999年法3条(2017年法5条に相当)に定義される市場支配力を有する事業者と認定した上、本件飲料メーカーの上記行為は、1999年法25条2項及び4項並びに1999年法29条に違反すると判断し、2019年2月、本件を検察官に送致しました。なお、1999年法25条2項及び4項の違反については、1999年法51条において、刑事罰として、3年以下の懲役、600万バーツ以下の罰金、又はこれらの併科が科せられ得ます。2017年法において1999年法51条に相当するのは72条ですが、1999年法51条から内容が変更されており、2017年法50条2項及び4項の違反については、2年以下の懲役、違反行為が行われた年の売上高の10%以下の罰金、又はこれらの併科が科せられ得ます。さらに、1999年法54条(2017年法77条に相当)において、違反者が法人の場合であって、当該違反が取締役の指示又は行為によって行われた場合、当該取締役にも刑事罰が科せられ得ます。

取引競争法違反を理由とする刑事手続について、TCCは和解を行う権限を有しているところ、本件飲料メーカーは、TCCに対して和解を申し入れ、本件飲料メーカー及びその取締役がTCCに対して合計1200万バーツの罰金を支払う旨の和解が行われました。

2. 販売促進クーポンに関する不公正な取引

2011年頃、タイのハイパーマーケット(幅広い商品を取り扱う大規模店舗)企業(以下「**本件ハイパーマーケット企業**」といいます。)が、競合であるタイのスーパーマーケット企業2社(以下「**本件スーパーマーケット企業**」といいます。)の店舗で発行されたクーポンについて、本件ハイパーマーケット企業の店舗において当該クーポンは2倍の価値が付与された上で利用できる旨が記載された広告を作成し、本件スーパーマーケット企業の店舗周辺で顧客に配布していた事案です。本件スーパーマーケット企業は、上記行為は前述の1999年法29条に違反するとして、TCCの前身である商務省国内取引局取引競争委員会に対して申立てを行いました。

TCCは、上記行為は1999年法29条の不公正な取引方法に該当すると認定した一方で、1999年法において存在した同法29条違反に係る刑事罰の規定は2017年法制定・施行時に廃止されているため上記行為に対して適用できず、また、2017年法においては上記違反について行政罰の規定が置かれているものの、当該規定を上記行為に対して遡及適用できないため、上記行為に対して罰則を適用する判断はしませんでした。

なお、別途、本件スーパーマーケット企業は、本件ハイパーマーケット企業に対して、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起しており、タイの最高裁判所は、本件ハイパーマーケット企業に対して約 400 万パーツの損害賠償を命じました。

3. 農産物卸売業者が定めた不公正な取引条件

本事案は、2017 年法施行以降に行われた行為に関するものであり、TCC は 2017 年法に基づいて判断を行いました。

2017 年 9 月から 10 月頃、タイのチェンマイ地方及びメ・ホンソン地方の農産物卸売業者(以下「本件卸売業者」といいます。)が、メ・ホンソン地方の農家(以下「本件農家」といいます。)に対して、他の卸売業者に対して農産物を販売することを制限し、本件農家からの農産物の購入価格を引き下げるとともに、本件農家が他の卸売業者に対して農産物を販売する場合は、本件卸売業者が販売価格を決定していた事案です。本件農家は、上記行為は 2017 年法の「他の事業者の事業運営を制限又は妨げる不公正な取引条件の設定の禁止(2017 年法 57 条 3 項)」に違反するとして、TCC に対して申立てを行いました。

本件卸売業者は、本件農家に対して無償で種子を提供していたことを理由として、上記行為は許容されると主張しましたが、TCC は、上記行為は 2017 年法 57 条 3 項の不公正な取引方法に該当すると判断しました。TCC は、当初、本件卸売業者に対して、5 万パーツの行政罰を科しましたが、その後、本件卸売業者の調査協力の状況も踏まえ、2 万 5000 パーツに減額しました。

4. おわりに

上記の事例から、2017 年法下において、TCC が非常に積極的に反競争的行為の摘発に取り組んでいることが窺われます。現在、TCC により審査が継続している申立事案は多数あり、TCC の判断が今後出される見込みであるため、タイにおいてビジネスを行う日本企業においても、TCC の動向について引き続き注視することが肝要です。



かつべ じゅん
勝部 純

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
j.katsube@jurists.co.jp

2006 年弁護士登録、2013 年南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014 年ニューヨーク州弁護士登録、2017 年カリフォルニア州弁護士登録。2014-2016 年三井物産株式会社法務部アジア・大洋州法務室出向。会計不正、競争法違反、品質不正事案のクロスボーダーの危機対応案件等を中心に手掛ける。近時のセミナーに「企業が直面しているさまざまなリスクと危機管理体制の構築」、「いま会社を知るべき品質不正対応の 4 つのポイント～あなたの会社を守るために何ができるのか～」等。



Metas Sansuk

SCL Nishimura 弁護士
metas@chavalitlaw.com

2016 年 SCL Law Group 入所。Norton Rose Fulbright 法律事務所(バンコクオフィス)においてコマーシャル・バンキング法分野における研修、タイ大手 Kasikorn 銀行でのリーガルコンサルタントの経験を有する。英国イースト・アングリシア大学にて、成績優秀者奨学金を受け、LL.M.課程を 2014 年、IT・IP 法課程を 2015 年に修了。主要なプラクティス分野は IP、IT 及び競争法。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2019